

建築研究協会誌

Architectural Research Association

No.15

平成20年6月



口絵 1 鹿苑寺方丈 南より



口絵 2 同 上 南東より

卷頭言

騒音あれこれ

評議員・京都大学大学院工学研究科教授 高橋 大式

好むと好まざるとにかかわらず音は私たちの耳に入ってくる。コミュニケーションとしての音、あるいは音を楽しむ場合には音に対して意識を集中させるが、聴きたくない音に意識を向けざるを得ない場合も多々ある。この段階で音は騒音となり、どんな種類のどんな些細な音でも騒音問題を引き起こす要因となる。このような考え方をすれば、騒音問題は人類誕生のときから始まっていたとも思われる。しかし、好まざる音は時代の変遷に伴って拡大していることも事実である。自分の愛車のエンジン音に聞惚れ、一種音楽のごとくに思う人もいないではないが、ほとんどの場合自動車から出る音は騒音となる。自動車騒音は都市化に伴う騒音拡大の典型とも考えられる。

騒音問題はその元となる要因（騒音源）が必ず存在し、その種類と量は都市化という環境変化に伴って変化してきた。あらためて身の回りを見たとき、新たな生活用品が新たな騒音源となるケースが多く存在する。例えば携帯電話。ところかまわず鳴る呼出音と受け答えの話し声。一昔前では考えられなかつた騒音源が出現している。では、逆に過去に遡ったときはどうであろうか。例えば江戸時代、主に障子と襖が間仕切りとなる部屋のつくりでは高い遮音性はまったく期待できない。このことは当然経験的に分かっていたことであり、それを承知でその時代の人々はこのような環境を受け入れて暮らしていたことになる。壁に耳あり、障子に目あり、の世界では人目を憚ること、聞かれたらまずいことは「近う寄れ」と耳打ちすることで対応していた。そこにはプライバシー確保のために建物をどうこうしようという考えはまったく見られない。やはり日本独特のプライバシー意識・感覚があったのではないかと思う。確かに、土と木と紙による日本の伝統建築では周りの音を遮断しようということには限界がある。むしろこのような日本建築には、音もひっくるめて周囲の環境を丸ごと積極的に受け入れようとの方向性を強く感じる。やはりその背景には、このような時代、騒音源となるものが圧倒的に少ないと大きな要因として考えられる。その後の時代の移り変わりは西欧的なプライバシーの考え方の影響と、それにもまして環境としての音が変化（騒音源となるものが増加の一途をたどる）してきたことによる影響を建築物が受けてきたことが大きいのではないだろうか。建築物に関する音の問題を扱っている私のような者にとっては、建築物の遮音性能向上、すなわち、音は当然遮断されるものと考えるが、何となく違和感を覚える昨今もある。

桂キャンパスへ移って一年半が経過した。新緑に風薫る今の季節、何気なく窓を開けると新鮮な空気とともに、何の音か特定できないようなゴーという音（おそらく京都市街全体が音源となった音）が飛び込んでくる。窓の開閉で始めて気付く音であり、環境を遮断することの意味をあらためて考えさせてくれる。

目 次

口絵

卷頭言 騒音あれこれ

評議員・京都大学大学院工学研究科教授 高橋大式 1

慈照寺觀音殿（銀閣）雑考

名誉顧問・京都大学名誉教授 川上 貢 4

鹿苑寺方丈修理工事について

主席研究員 井上年和 9

重要文化財同志社クラーク記念館保存修理工事の内、活用に係る設備及び施設整備工事

室長 鴨 昌和／研究員 野村光広 19

研究報告・事業報告 32

名 簿

編集後記

慈照寺觀音殿（銀閣）雑考

名誉顧問・京都大学名誉教授 川上 貢

はじめに

足利義政が晩年に造立した東山殿は、義政の死後にその菩提を弔うため寺院にあらため慈照寺と号した。慈照寺に現存する東山殿の遺構は二重の殿閣觀音殿・銀閣と持仏堂東求堂のみである。

觀音殿は義政が亡くなる前年の長享三年（1488）二月に立柱上棟していて、同じ年の八月の予定では年末または正月頃に造り終わるとみられていた。それから間もない翌年の正月に義政が亡くなっているので、觀音殿はほぼ完成あるいは完成に近い状態にあったものとみられる。

觀音殿は今日では俗称の銀閣の方がよく知られている。觀音殿が造立された当初には未だ銀閣とは呼ばれていない。銀閣の呼称が使われるようになったのは何時からか、また、どのような理由によるのか、ここにあらためて検討してみよう。



挿図 慈照寺觀音殿（銀閣）

1 京都名所案内記と銀閣

江戸時代に京都の地誌や名所案内記が多く刊行されている。どの書にも慈照寺は名所の一として紹介されていて、俗称の銀閣寺が広く使用されている。また、境内に所在する観音殿は閣またはを銀閣が通称になっていた。

万治元年（1658）に刊行されている『洛陽名所集』は、類書のなかでも比較的早く刊行されており、慈照寺について

「院の仮庭に閣あり、銀薄（箔か）にて彩しければ、銀閣寺とも云うなり、北山は金閣に、ことならふとぞ」

とある。

また、正徳元年（1711）印行の『山州名跡志』には、二重閣とあって

「先是義満公北山の山荘に金閣を造らる。是れに准じて此閣を建らる、然れども未鏤箔義政薨じ玉えり。雖非箔其の趣好に依て呼銀閣也。然るを實に銀箔ありと思ふは非なり。見者十百皆是れを見顧して不審をなさずと云ふ」

とみえる。

これらの案内はともに義政が東山殿に建てた観音殿は、祖父の義満が北山に建てた金閣に倣ったものと考えられている。金閣が金箔でその内外を飾っていることに倣って、観音殿では銀箔で飾るあるいは飾ろうとしたという。

『山州名跡志』の記事は、義政は箔で飾る工事に着手しないままに亡くなっているため、箔でかざるという趣好だけに止まり、実際は箔で飾っていると思うのは間違っているという。この主張は注目してよい。

その後の案内記には

「いたうふりぬれは銀閣は名のみにてすこしものこれる所なし」

（本居宣長『在京日記』、宝暦七年、（1757））

「しろかねのはくたみたる跡おちうせたれと、はつかにのこれるも年月のほとおもひしらる」

（『思出草』、寛政五年、（1793））

とあって、銀箔の跡はすこしも残っていないのは永い年月が経過する過程で剥落したためであろうと解釈していて、銀箔による飾りが施されたということについては疑問を抱いていない。

2 金閣との関係

義満が晩年に北山殿を営み、その広大な境域に園池や殿舎が設けられていて、それらの一に舍利殿・金閣が含まれていた。それは三重の殿閣であり、その最上層に仏舎利をまつ

り、第二、三層の内外を金箔で装った金閣の姿態は一際目立ち、金閣とその近くにたつ二層の会所と互いに高さを競い合い、両者は空中廊下で結ばれていた。

北山殿の諸建物は義満の没後に分散移築され、その境域と残った施設で義満の菩提所鹿苑寺が創建された。舍利殿は北山殿の唯一の遺構であり、今日金閣として著名であるが、昭和25年7月に焼失し、同30年に再建された。

『蔭涼軒日録』の鹿苑寺の記事では、応仁の乱以前は舍利殿、三重殿閣と呼んでいたが、乱後の文明十六年（1484）十月十五日以降の記事には金閣の呼称が使用されていて、応仁の乱後に金閣の呼称が慣用されるようになったことが知られる。

3 足利將軍御所と觀音殿

北山殿よりも早く洛中に造立された義満の室町殿は寝殿とその付属屋を主とする晴向き建物群、庭池の周辺に間配られた庭間建築群そして男女奉公衆の対屋、台所などの家政建物群からなる。このうちの庭間建物群は義満が厚く帰依した夢窓国師の西芳寺の建築と庭の構成をモデルに仰いでいて、会所、泉殿、持仏堂、觀音殿、禪室、舟舎、山上亭からなる。北山殿は同じ構成をさらに規模を広げて營まれている。

また、義満の室町殿以降に造立された將軍御所である四代義持の三条坊門殿、六代義教の室町殿そして八代義政が義教の室町殿を移築して造立した烏丸殿、さらに烏丸殿を先の室町殿跡地へ戻して造立している義政の室町殿はいずれも義満の室町殿を典型にしてその規模と形式を踏襲している。

これらのいずれにも觀音殿が存在し、義満の室町殿のものは勝音閣と命名されていた。その後の將軍御所の三条坊門殿そして義政の室町殿のそれぞれの觀音閣はいずれも同じ勝音閣の名を踏襲している、しかし、金閣あるいは銀閣とは呼んでいない。

義政の東山殿は晩年の隠居住まいであるため、洛中の將軍御所のうちの晴れ向き群を省略し、庭間建物と家政建物の二群で構成されていた。そのうち庭間建物群のうちに觀音殿があり、これまでの洛中の將軍邸諸例のなかの觀音殿に准じたものであった。

『蔭涼軒日録』文明十九年六月五日の記事で、義政が鹿苑寺へ参詣したことを世間では「この参詣は東山に金閣を建てる為の下見であろうと噂している」と書き添えている。

この頃の東山殿はまだ会所や泉殿が建築中であった。東山に金閣を建てる噂されたのは、この東山殿に建てる予定の觀音殿と考えられ、二年後の長享三年二月に立柱上棟している。

義政にとって、応仁の乱前後に生活していた洛中御所の觀音殿については二度の移築経験を通じてよく承知していた。しかし、東山殿の觀音殿は新築であるだけに先例に准じな

がら色々な注文を出している。

上下二層の各額名は禅僧に命じ差出させてた案のなかから義政が選び決めている。下層は心空殿と名付け、西芳寺の坐禅床のある瑠璃殿に倣い、僧堂にあてる予定で、五山の僧堂の名を参考にしている。上層は潮音閣と名付けられ、禅宗様の仏堂につくり、観音像を本尊として安置していた。

在来の観音殿では、恒例の行事として毎月十八日に観音懺法が行なわれ、天龍と相国両寺から僧が隔月に交替奉仕していた。東山殿でも同様に観音懺法を勤めるよう決めている(『蔭涼軒日録』)。

4 金閣と観音殿・銀閣

江戸時代の京都で鹿苑寺の金閣や慈照寺の観音殿・銀閣に似た形式の殿閣は西本願寺の飛雲閣、東福寺開山塔常樂庵三仏閣があるが、金閣や銀閣は特に目だった名所であった。今日でも京都市内の観光名所として観光客が最も多く訪ねているのは二条城や清水寺となるんで金閣寺と銀閣寺があり四季を通じて観光客で賑わっている。

鹿苑寺の金閣は三層の殿閣で、下二層を和風の同じ大きさにつくり、その上の三層目に小振りの禅宗様の堂を積み重ねていて、上下のバランスが程よく保たれており、その二三層の内外を金箔で塗装されていた。

他方の観音殿・銀閣は二層の殿閣で、下層は池に面した東面を正面とし、書院造り形式の住宅風で、吹き放しの広縁や引違建具を立て、小間に間仕切られ、開放的で変化に富んでいた。

これに対する上層は禅宗様の仏堂につくられ、一室だけのホールで南を正面とし戸口と左右に火灯窓を配し、東西の両面に長連床をそなえ、柱間三間に各火灯窓を開け、背面は戸口のみとする。軒出の大きい宝形屋根をともなう上層の大きいボリュウムに対して下層の軸部構造は開放的で軽く見える。

上下の層の建築様式を違えさらに正面の向きが相違するという違う形式表現の組合せによる新たな構成の美にこの殿閣建築の特色がみられる。

金閣と観音殿の関係は、地理的には京の町を中に介して金閣は西の北山にあり、他方の観音殿は東の東山にあり、両者は互いに向い合っており、造立者の義満と義政は祖父と孫の肉親であり、両者の対照性は極めて著しい。それは金と銀、太陽と月、陽と陰の関係になぞえられる。金のもつ輝く明るさに対して、銀は鈍い光と地味な渋みをもつように、金閣は金箔で覆われ明るく輝やいてみえ、他方の銀閣は黒い色調で全体が覆われ、枯れた風合いをもち渋く落ち着いて見える。このように金と銀の対比から金閣に対するものとして

銀閣に行き着くのは当然の成り行きであり、仏堂としての観音殿という在来の呼称よりも、銀閣の呼称の方が愛称として呼びやすく世間に広まった。

したがって、銀閣の呼称が先行して広まるなかで、史実に關係なく金閣の金箔の飾りに准じて銀閣は銀箔を貼る装飾が施されていたと推測されるようになった。

むすび

観音殿の国庫補助による修理が2007年から始まったが、そのための事前調査で修理箇所の確認と合わせて、建物部材が銀箔で飾られていたかどうか、痕跡の有無を確認するための調査が実施された¹⁾。

その調査の結果が昨年一月に寺当局から発表されている。そのときの新聞報道の記事²⁾によると、風雨による痛みのすぐない屋根軒裏の部材や花灯窓枠などから採取した資料を科学分析の手法で検査したが、一部に黒漆で塗装した痕跡を残す他は銀の成分は検出されなかつたという。つまり、観音殿を銀箔で飾っていたという見方は成立しないことが明らかになった。

このような科学的分析によるまでもなく、関係文献資料を検討したところでは、観音殿を銀箔で飾る装飾仕事が実施された事実はない判断できる。しかし、その事実はなくても、金閣と対比することで、観音殿から受けとる印象が地味で渋いところから、銀に準え銀閣という呼称が生まれ、観音殿と呼ぶよりも親しみをもって広がり、俗称として定着するにいたる。そして銀箔による飾りが、実際に施工されたかどうかに關係なく、種々話題の的になり評判を生んで銀閣の名を高めるにいたったと考えられる。

(註)

1) 財団法人建築研究協会「国宝慈照寺銀閣（観音殿）現況調査報告書」平成18年10月.

2) 京都新聞、平成19年1月5日付夕刊.

鹿苑寺方丈修理工事について

主席研究員 井上 年和

1. はじめに

鹿苑寺では、平成17年4月から平成19年10月にかけて方丈の解体修理を行った。ここでは、その工事内容について報告を行う。

2. 鹿苑寺の概要

鹿苑寺（通称金閣寺）は京都市北区金閣寺町に所在する。この地はもともと神祇官に仕えた伯家の領有するところであったが、承久2年（1220）に、後の太政大臣西園寺公経が尾張国の家領と交換して氏寺「西園寺」を建立し、寺の北には別業「北山第」が営まれた。

応永4年（1397）にこの西園寺の地を室町三代將軍足利義満が譲り受けて「北山殿」を造営し、約10年間ここで政務を執った。義満の死後、義満の菩提を弔うため勧請開山に夢窓疎石を迎え、禪宗寺院として「鹿苑寺」と称されるようになった。

応仁・文明の乱では鹿苑寺も戦場となり、多くの建物が被害を受けたが、乱後しばらくして方丈や客殿の再建が始まり、復興がなされていったようである。

江戸時代に入ると、慶長期以降に西笑承兌・鳳林承章、延宝期には文雅慶彦などが住持を勤め、寺領・寺域と施設の整備に努めた。また、天保年間に焼失した庫裏が再建され、ほぼこの時期に現在の景観が整えられた。

境内は大正14年（1925）史跡・名勝に、昭和31年（1956）特別名勝・特別史跡に指定され、平成6年（1994）には世界遺産に登録された。

3. 方丈について

方丈は鹿苑寺の本堂であり、客殿とも称せられていた。梁行11.12m、桁行19.03m、一重、入母屋造り桟瓦葺とし、二軒、疎垂木で、組物も前後の側柱上舟肘木を備えるだけで簡素な構成となっている。金閣の南東に南面して建ち、南東隅に玄関を付ける。室内間取は六間取の方丈形式で、正面中央に東西三間の室中、その奥に一間半の仏間を配し、各々左右に東西二間の脇間を持ち、正面に広縁、両側面に入側縁をまわしている。

西側の縁は狭屋之間と称し、この部屋の西側柱筋には板戸が嵌められているが、^{まくさ}櫛を三間飛ばしとし、小壁部分は現在漆喰壁であるが、もとは欄間障子が嵌められていたことから、西側、則ち鏡湖池及び金閣に対し開放的な造りであったことが伺える。

仏間は前半間を拭板敷とし、中の半間を通しの壇、奥の半間を仏壇・真の間とする。すべて猿頬天井を張り、前列三間は室境を竹の節欄間として一つの天井面を構成している。

当方丈は「鹿苑寺由緒書」及び小屋裏に保存されていた棟札から延宝6年（1678）の建立と考えられていたが、小屋裏内に「天保六年」銘の木連格子裏板が残り、この裏板と他の古部材が同時代と認められることや、屋根の獅子口からも天保六年及び七年の銘が見られること、また、仏壇下に19世紀前半とみられる地鎮遺構が検出されたこと等を鑑みると、この時期の改修は大規模なものであったことが伺える。

その後は、明治39年には縁廻りの補修、昭和23～24年には床組の補修、昭和30～31年には小屋組・軒廻りの補修がそれぞれ行われている。



写真4 大棟東獅子口銘



写真5 妻裏板墨書

4. 工事の経緯

工事に先立って平成16年6月から事前調査を行い、平成16年12月には方丈修理委員会を組織し、平成17年4月から8月まで解体調査、8月から12月まで地盤調査及び発掘調査を実施し、調査結果に基づいて修理方針の策定を行った。その結果、地下遺構や古材をできるだけ保存し、床や壁の仕様を部分的に当初に復原し、建物の価値をできるだけ損なわないよう留意し、小屋裏と床下等の見隠れ部分で耐震補強を施すこととなった。

平成18年3月から工事を再開し、平成18年10月24日には上棟式を行い、平成19年10月に無事竣工し、11月13日に落慶法要が営まれた。

方丈修理委員会出席者

鹿苑寺	有馬頼底住職	山木康稔執事長	緒方香州執事	須賀玄集執事	
	梶谷承忍	藤井潔事務長	山岡茂	上仲泰三	竹下豊弘
整備委員	川上貢委員	永井規男委員	中村一委員		
京都府	石田裕二文化財保護課主査				
京都市	石崎了文化財保護課課長	玉村登志夫係長	河原伸治同課技師		
京都市埋蔵文化財研究所	鈴木久男調査課長	小檜山一良主任			
北村誠工務店	北村隆一	清水年男			
建築研究協会	藤本春樹主席研究員	大森彦一研究員	井上年和研究員		

(役職は当時)

工事関係者

総合請負・木工事	北村誠工務店	畳工事	藤井畳
仮設工事	渕上組	表具工事	矢口浩悦庵
基礎工事	水野建設	塗装工事	かどや漆器店
石工事	芳村石材店	金具工事	森本鎔金具製作所
瓦屋根工事	寺本甚兵衛製瓦	板金工事	田中板金
土居葺・軒付	宮川屋根工業	電気工事	足立電気工業
左官工事	田代千治左官店	空調設備工事	明和管工業
建具工事	大谷建具工房		

5. 調査事項

5-1. 破損調査

基 础 磯石は二段に組まれておるものがあった。これは、床組補修の際に高さ調整のため元の磯石の上に磯石を新設したためである。

軸 部 不同沈下は最大24mmでさほど大きくはないが、柱の傾斜測定では南側への傾斜が大きく内法1,600mmに対し、最大34mm (1/47) であった。

柱足元は近年の修理の際で根継されていたが、根継材の断面が不揃いで転用材もみられ、仕口の形状もまちまちで、芋継のものも見られ、構造的に不安定な状態となっていた。

柱は足固との仕口で大きな断面欠損が生じていた。これは、足固が元々柱に柄差し^{ほぞ}であったものを、取替えの際に横から流し込み、大入で納めたためである。

また、南広縁の柱は虫害がみられる他、大きく湾曲している柱もみられた。

小屋組 昭和30~31年の修理において、小屋組材は全て取り替えられていた。

床 組 昭和23~24年の修理において殆どが取り替えられていた。

床束は柱足元の根継ぎ材同様に転用材が用いられている箇所があるが、その材にも腐朽がみられた。

妻飾り 破風板、懸魚、木連格子、裏板等全般に風蝕が顕著であった。

屋 根 全般的に経年による劣化がみられた。特に古瓦を用いている北側、東側では桟瓦、丸瓦、熨斗瓦とも破損や凍損が顕著であった。

また、各棟の獅子口は漆喰の剥落や、割裂、凍害がみられた。

建 具 建具は殆どが近年修理されたようであるが、板は戸板の風食が進行し、框の漆塗りが下地から剥落していた。

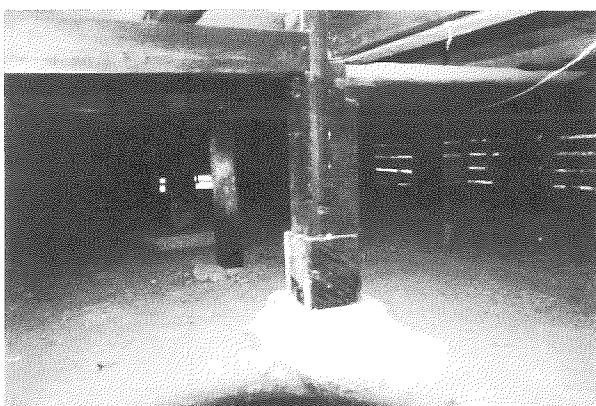


写真6 磯石は二段に組まれており、柱足元はすべて根継されていた

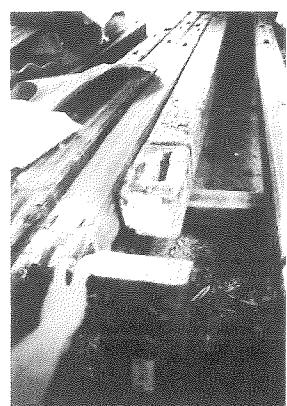


写真7 広縁柱の足元は床板面で芋継となっていた

5-2. 古図

鹿苑寺の方丈を描く古図としては以下の5点が挙げられる。寛永期の製作とされる「金閣遊楽図屏風」、正保2年の「北山鹿苑寺境内之図」ともに現方丈の建立以前の姿であるが、庫裏との配置関係は現状と変わっていない。

安永9年の「都名所図絵」では方丈の屋根が柿あるいは檜皮葺きに描かれている。寛政2年の「北山鹿苑寺絵図」では、方丈（客殿）は規模・間取りとも現在と全く同じである。いずれも庫裏の規模とその東側の建物配置は現在と異なっており、庫裏の建て替え以前の境内の様子を示すものと考えられる。

明治28年の「京都北山金閣寺全図」では庫裏周辺の建物配置も現在と同じで、方丈の屋根も瓦葺きとなっている。

これらの古図と他の史料や調査結果から、延宝時の造営では庫裏と方丈の配置関係は慶長期を踏襲し、天保時に庫裏とその東側の建物を一新し、方丈は延宝期のものを踏襲しながら屋根を瓦葺きに改めたことが推測される。



図1 金閣遊楽図屏風（部分）
(寛永頃)

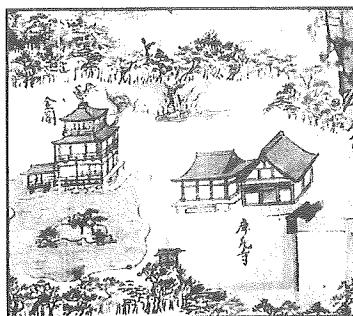


図2 北山鹿苑寺境内之図（部分）
(正保2年 1645)



図3 都名所図絵（部分）
(安永9年 1780)

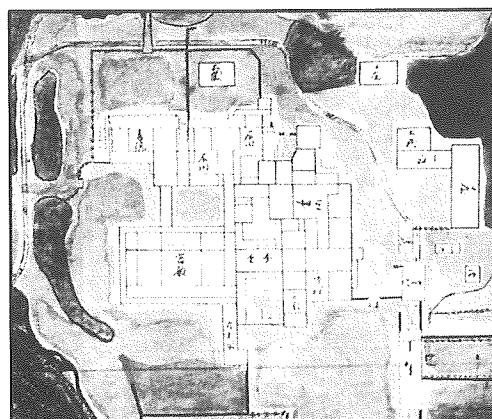


図4 北山鹿苑寺絵図（部分）
(寛政2年 1790)

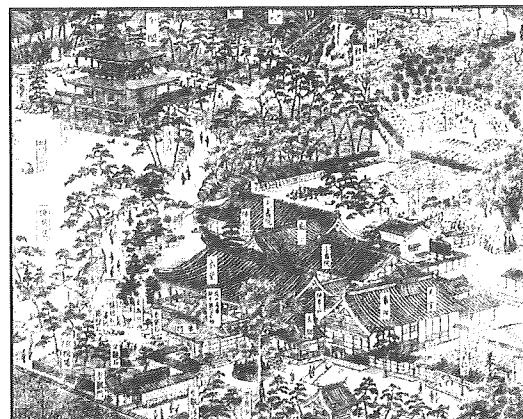


図5 京都北山金閣寺全図（部分）
(明治28年 1895)

5-3. 痕跡調査

室中床	すべて畳敷きとしているが、四周の半間幅では床板に仕上げが施されおらず、中央の十畳部分は拭板となっていることから元は廻し敷きであった。
上間前室西側及び下間前室東側建具	現在戸襖引き違いとなっているが、敷鴨居が三本溝となっており、障子が内側に嵌められていたと考えられる。
狭屋之間床	狭屋之間は現在全面畳敷きであるが、東側に切目長押が通り、唄金物が取り付いていた痕が残っており、床板は拭い板であるので、狭屋之間は元々板敷きであった。
東広縁間仕切り	東広縁では南入側筋から三間目に架かる楣下端の板張を解体すると二本溝痕跡が残っていた。東側柱西面には敷居痕があり、ここには建具（引違い）が設置されていたと考えられる。 また、南から四間半目にも楣下端に二本溝があるが、両側柱には敷居の痕跡が無く、建具があったかは不明である。
広縁東側建具	南一間は板戸、次の二間は舞良戸であるが、いずれも東側を襖とする。また、板戸両脇の柱には鍵の痕がある。東側の旧使者の間に接続されていた痕跡である。
仏壇花頭窓	開放であるが、内側に一本溝敷鴨居が残っていたので引分戸であったと考えられる。
仏壇両脇貼り壁	貼壁であるが、土壁の痕跡がみられた。
東側軒桁南部	外部に風食痕、垂木の釘穴が残っていた。

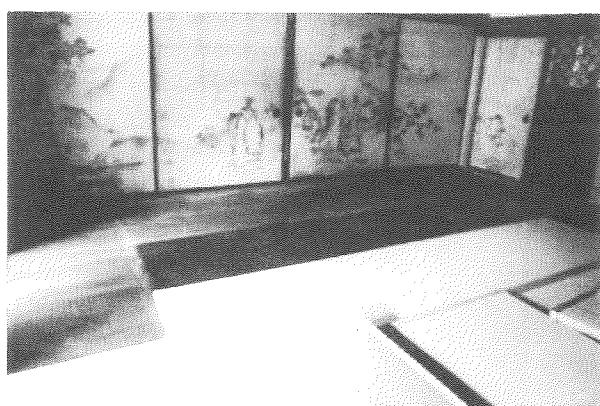


写真8 室中床 廻し敷きの痕跡 (東より)



写真9
仏壇北東柱南面
解体前は貼り壁
であったが、土
壁の痕跡が見ら
れた

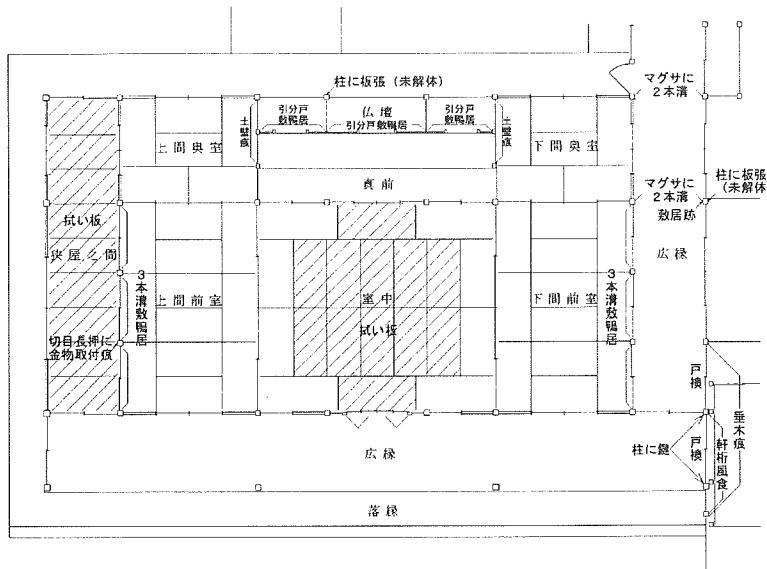


図6 痕跡図

5-4. 当初番付

解体中に軸部から当初番付が発見された。番付は北東隅を基点とする廻り番付で、柱位置毎に柱頭、貫端部、軒桁等に書かれていた。

小屋裏からも番付が発見されたが、これは昭和30年修理時のもので、軸部とは一致しないなかった。

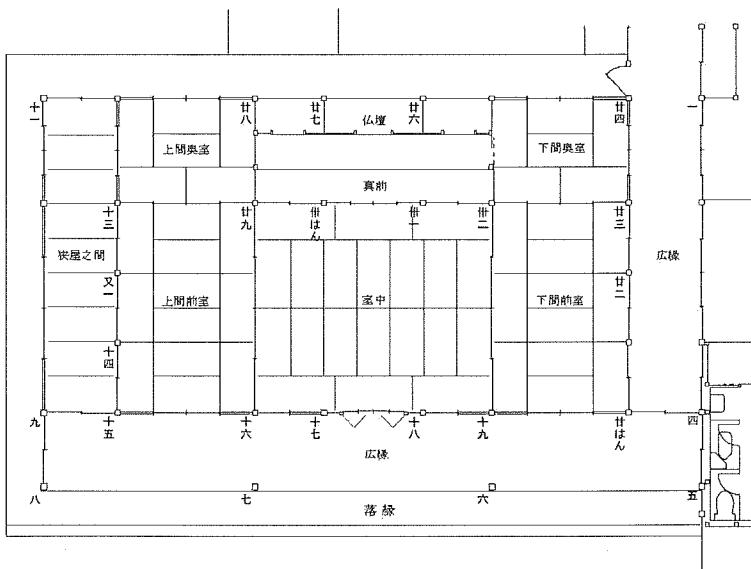


図7 当初番付

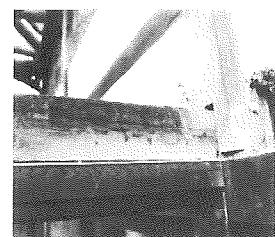


写真10 貫の番付

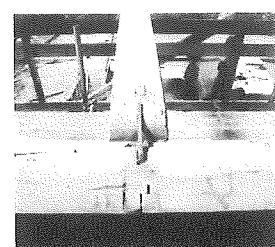


写真11 軒桁の番付

5－5. 発掘調査

発掘調査は財団法人京都市埋蔵文化財研究所により実施された。その結果、現在の地表面は延宝期に盛土して造営されたが、表面の叩き面はほとんど取り外され、束石の据え替えが数度見られることが確認された。また、仏壇下には19世紀前半とみられる地鎮遺構が検出された。

慶長期の前身の方丈とみられる東西建物跡などの遺構も検出され、室町時代の二時期の遺構面も部分的に検出された。

6. 修理方針

柱の傾斜が大きく、軸部の構造が不安定な箇所が見られたため、解体工事により根本修理を行うこととなった。

地盤調査の結果、方丈西側の地耐力が不足していたため、南西隅の一部に鉄筋コンクリート製の耐圧板を設置し、他の箇所は埋め戻しの上充分転圧を行い、表面は叩き仕上げとした。

軸部は柱5本を取り替え、その他は根継等補修の上再用し、梁は全て再用した。また、耐震補強のため頭繋ぎを付加し、内法貫も幅を1寸5分と太くした。

床組は、耐震補強のため足固の成を1尺とし、既存の仕口を痛めず柱に組み込んだ。

狭屋之間の床は畳敷きから板敷に復原した。

屋根は大棟獅子口1対と隅棟獅子口3個を補修の上再用し、軒唐草と平瓦は東流れの北部に再用し、他は全て新調した。また、平部分は空葺きとして建物の重量を軽減し、軒付は修理前と同じ柿の二重軒付とした。

壁は仏壇両脇の貼り壁を土塗り壁に復原し、小壁には耐震補強のためステンレス製の筋違を埋め込み、建具は杉戸板を新調し、古いものは別途保管し、襖は建て合わせ調整の上再用した。

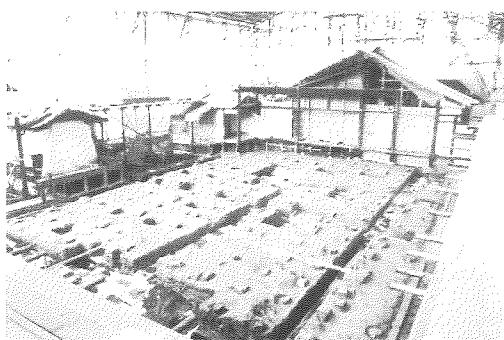


写真12 発掘調査状況

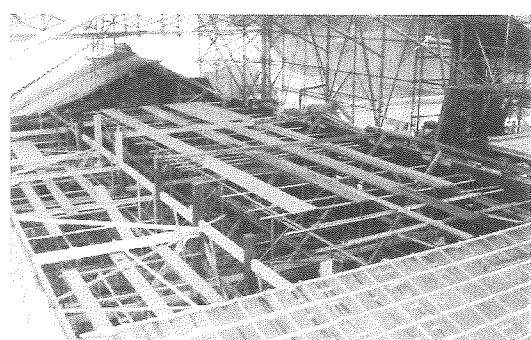


写真13 軸部組立中 頭繋ぎの設置状況

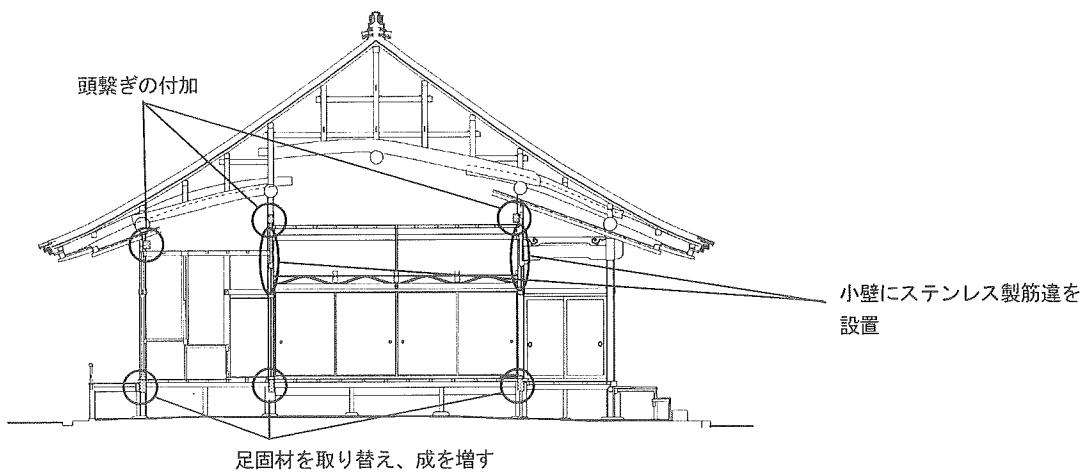


図8 構造補強図

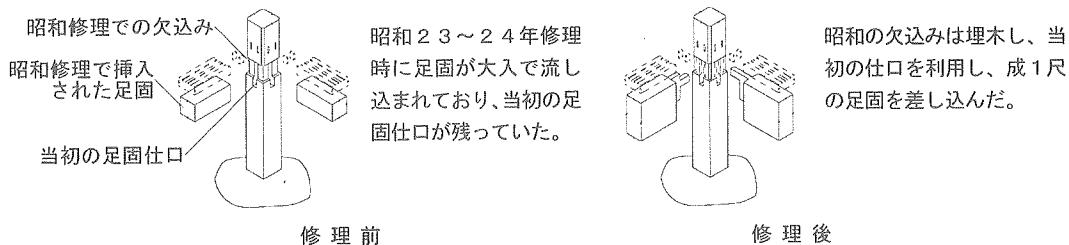


図9 足固詳細図

7. 杉戸絵について

方丈には杉戸が五箇所、計10枚嵌められているが、修理前のものはそのまま保管し、新規に作成した杉戸には石踊達哉、森田りえ子の両画伯による絵画が描かれた。両画伯とも4面ずつ計8面に、それぞれ四季を題材とした草花が描かれ、簡素な建物に彩りを与えた。



写真14 石踊達哉画伯作「双樹紅白梅図」

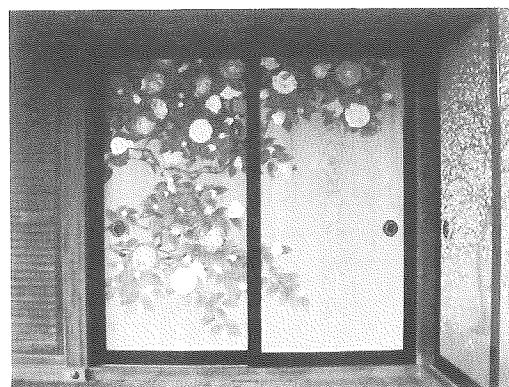


写真15 森田りえ子画伯作「冬椿」

8. おわりに

方丈の修理にあたっては、整備委員の各先生方には終始ご指導、ご助言を頂き、施工を担当した北村誠工務店を始めとする各関係業者には多大なご協力を頂いた。また、本稿の掲載に関しては鹿苑寺様の許可を頂いた。ここに改めて深く謝意を表します。

尚、本工事に関しては修理工事報告書を作成する予定である。

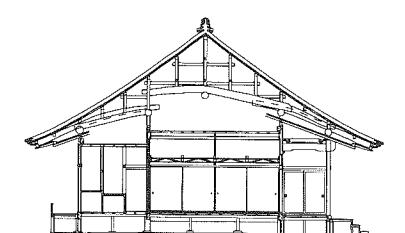
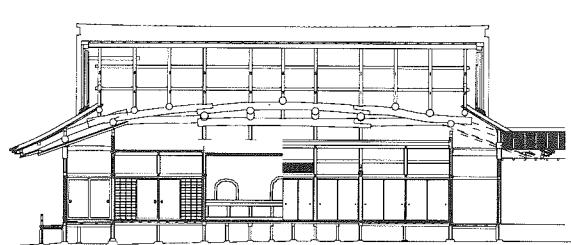
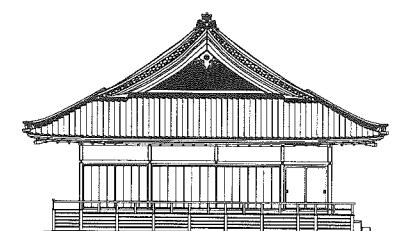
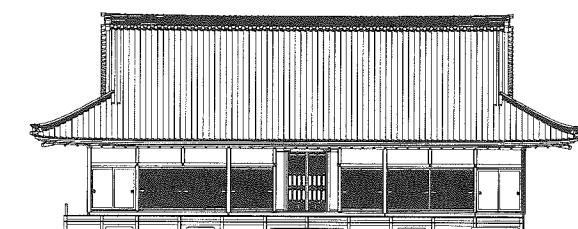
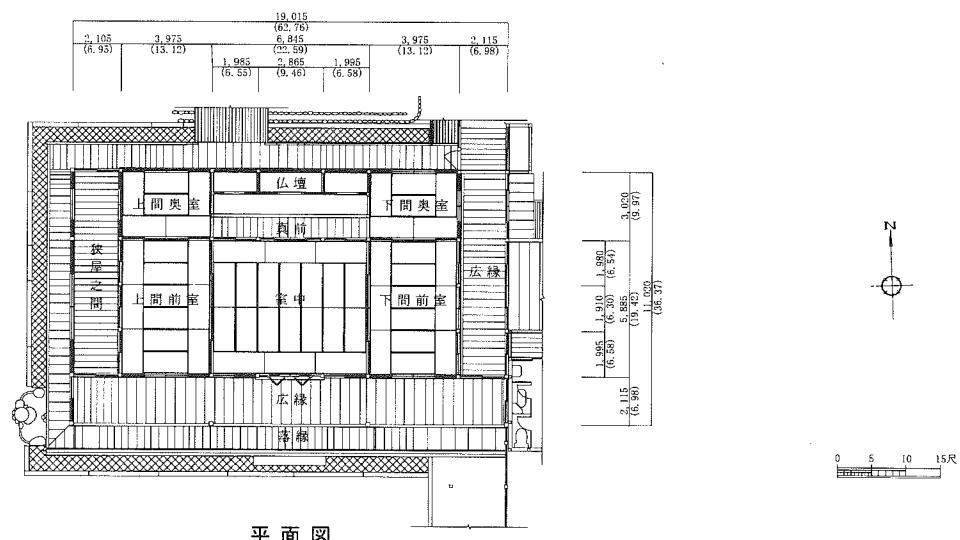


図10 竣工図

重要文化財同志社クラーク記念館保存修理工事の内、 活用に係る設備及び施設整備工事

室長 鴨 昌和／研究員 野村 光広

0. 概 要

重要文化財同志社クラーク記念館は、京都府教育庁指導部文化財保護課の設計監理により、平成15年1月1日から平成20年3月31日まで事業期間63ヶ月間として保存修理工事がおこなわれたが、それに併せて、活用に係る設備及び施設整備工事をおこなった。

当建物の保存修理工事後の活用方針は、同志社大学の施設として、教室、事務室、講堂兼礼拝堂等として常時使用される計画であり、同志社大学今出川校地内における他の校舎と同等の機能確保が求められた。教室として使用するに当たっては、室内環境の学内基準が規定されており、重要文化財建造物である当建物においては、文化財的価値を損なわないように配慮しながら、使用する教職員及び学生が不便なく授業等をおこなえるよう、創建当初には存在しなかった設備を十分な検討の上、新たに付加する必要があった。

明治27年の創建時には、明治25年の蹴上水力発電所開設により京都市内で電灯がようやく普及し始めてからまだ間もない頃であり、当建物においても、電気照明器具等が整っていなかったようである。また、暖房には南北2ヶ所設けられた煙突を利用した暖炉及び薪ストーブが用いられていたようである。当初、建物内に便所は設けられていなかったが、昭和38年に玄関北階段下の物置を改造して便所を設けていた。

活用に係る設備及び施設整備工事として、新たに付加する設備はすべて、保存修理工事により復される創建当初には存在しなかったものであり、保存修理後の建物意匠に大きく影響を及ぼすため、有識者で構成された修理専門委員会の場で十分に審議をおこなうことが求められた。全6回おこなわれた修理専門委員会の内、平成16年10月の第4回までにその基本方針を決定し、平成18年5月の第5回において協議の結果、実施にむけて方向修正を加え、平成19年7月の最終第6回において実施案が概ね了承された。

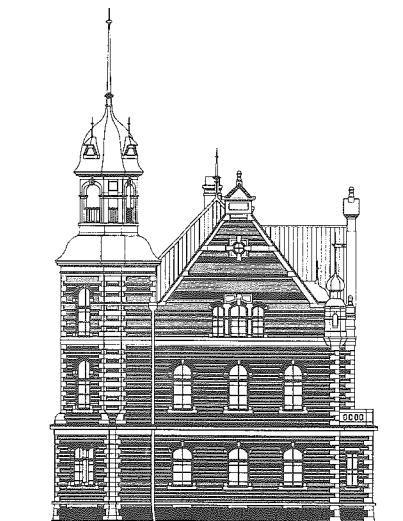
活用に係る設備及び施設整備工事として、天井照明等の電気設備工事、空調機器等の機械設備工事、その他便所・黒板・遮光カーテン等の施設整備工事をおこなった。各々の詳細については次に述べる通りである。尚、以下の文中で使用した建物内各室の室名は、工事中に便宜上取り決めた名称を表記しており、運用開始以後の室名とは相違している。

I. 電気設備工事

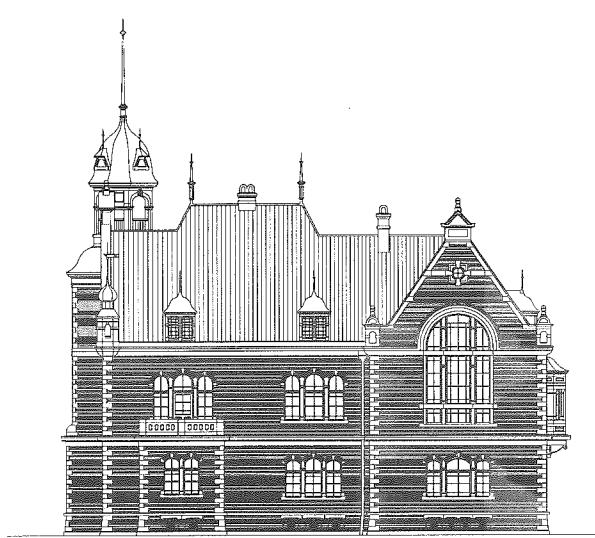
電気設備工事としては、主として天井照明器具を整備する電灯設備工事、動力設備工事、電話設備工事、インターホン設備工事、テレビ共同受信設備工事、情報設備工事及び既設電気設備の撤去工事をおこなった。



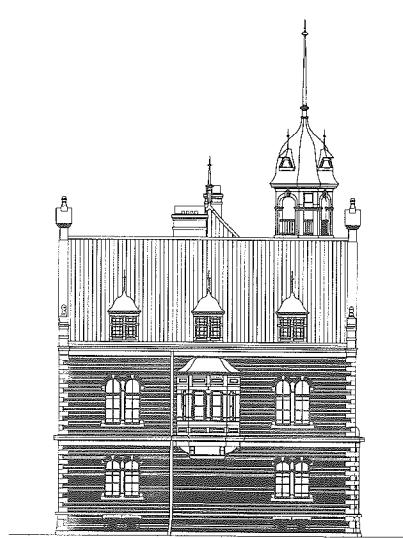
写真1. 西面外観



南面



東面



北面

0 1 2 3 4 5 6m
0 5 10 20尺

図1. 立面図



写真2. 2階講堂兼礼拝堂 内観



写真3. 1階南西室 内観

I – 1. 電灯設備工事

各室を教室・事務室等として活用するためには、学内基準で定められた必要な照度（机上面で500ルクス以上）を確保することが求められたが、保存修理工事により復される創建当初の室内空間の雰囲気を損せぬようにという配慮から、設計時には天井照明は、1階南東室と2階講堂兼礼拝堂以外の室については、天井中央部にシャンデリア型器具を1基のみ設置することとし、照度不足は各机上にタスクライトを使用者の人数分設置して補う計画であった。

シャンデリア型器具は、創建当初に復される室内の雰囲気に沿うように選定した他の洋館建築で使用されていたシャンデリアの意匠を参考としてデザインを決定し、特注品として製作した。

1階南東室は、事務室として活用する予定であり、活用に重点をおく室と位置づけて他室と異なり機能を優先させ、天井照明をシャンデリア型ではなく、アクリル製カバー付の蛍光灯照明器具をロの字型に配し、天井照明器具だけで必要照度を確保する計画とした。アクリル製セード付の蛍光灯照明器具は、漆喰天井と調和した目立たない色や形状となるようデザインを決定し、特注品として製作した。

2階講堂兼礼拝堂は、天井照明として舟底形天井の中央の高い部分にシャンデリア型照明器具を3基、南北の低い部分にダウンライトを12箇所、更に陸梁上に上方に向かた間接照明として蛍光灯5灯を縦長に並べた器具を6箇所設置し、各机上にもタスクライトを設置する計画であった。

平成18年5月の第5回修理専門委員会において、電灯設備について協議をおこない、計画の方向修正をしたが、その内容は、大学側から、天井照明と机上のタスクライトの併用により必要照度を確保する計画では、タスクライトの器具数が多く、不特定の使用者による操作により故障等の不具合の発生が懸念され、維持管理上問題が多いためと、机上に多数の器具が林立する姿は室内の雰囲気を損する可能性が高いと考えられるために、天井照明器具だけで必要照度を確保できるように計画を修正したいという提案が出たことに対して、重点的に保存に供する室と活用する室を区分し、活用する室については、天井照明としてシャンデリア型器具に加えて、アクリル製カバー付の蛍光灯照明器具を補足し、天井照明器具のみで必要照度が確保できるように計画を変更する代替案で概ね了承された。

重点的に保存に供する室としては、2階南西室と2階講堂兼礼拝堂を充てることとした。2階南西室は、天井照明として天井中央部にシャンデリア型器具1基のみ設置することとし、通常教室として使用するのに必要な照度確保はおこなわないこととしたが、将来の用途変更に対応できるように、各机下にはタスクライト用フロアコンセントを設けることと

した。2階講堂兼礼拝堂は、陸梁上に蛍光灯を設置する間接照明を取り止め、また、机を使用せず椅子のみの配置とすることにより使用形態を変更したことに伴い、机上タスクライトを取り止めたため、天井照明のシャンデリア型器具3基とダウンライト12箇所のみとすることとし、シャンデリア型器具には調光機能を付けた。

活用する室については、1階南東室は設計時から変更なしとし、1階北西・北東・南西室及び2階南東室は天井照明として天井中央部にシャンデリア型器具1基を設置し、その周囲にロの字型にアクリル製カバー付の蛍光灯照明器具を天井直付けにより設置することとし、1階東室・2階東室は天井照明として天井中央部にシャンデリア型器具1基を設置し、その周囲にニの字型にアクリル製カバー付の蛍光灯照明器具を天井直付けにより設置することとした。天井照明のみで必要な照度が得られるように、アクリル製カバー付の蛍光灯照明器具内の蛍光管の使用本数を照度計算により決定し、各室共に机上タスクライトは取り止めとした。

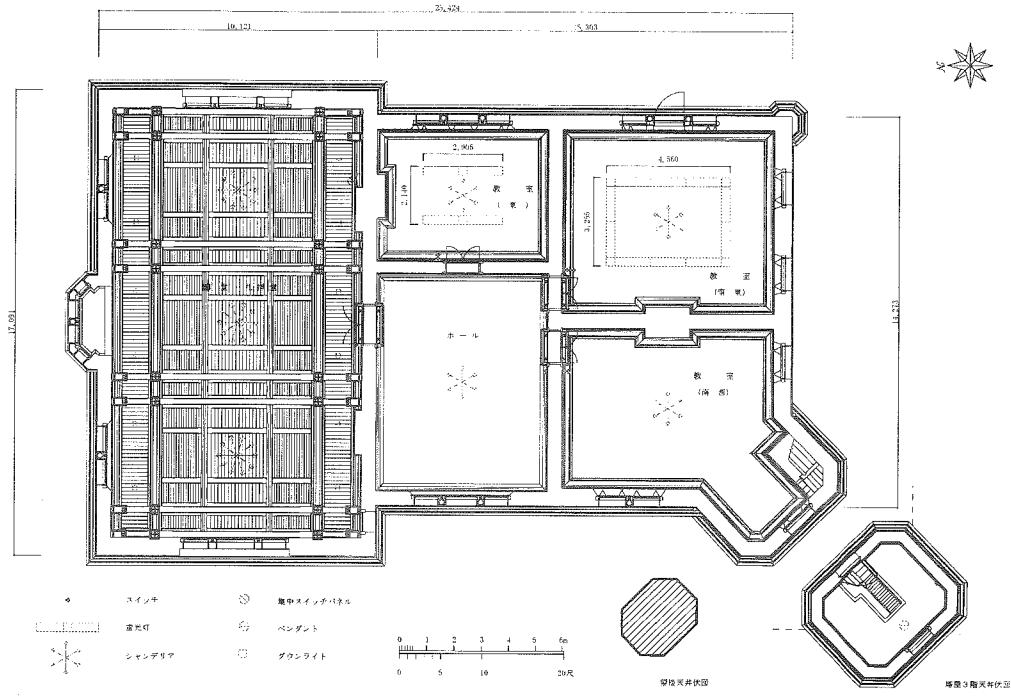
1階及び2階階段ホールは、天井照明として天井中央部にシャンデリア型器具1基を設置することとした。

玄関踏込見返し側上部小壁に壁付ブラケット型器具を、1階南東室東側小部屋と塔屋3階天井にペンダント型器具を、既製品の中から選定して設置することとした。玄関踏込の照明器具はタイマー制御により、自動入切となるようにした。

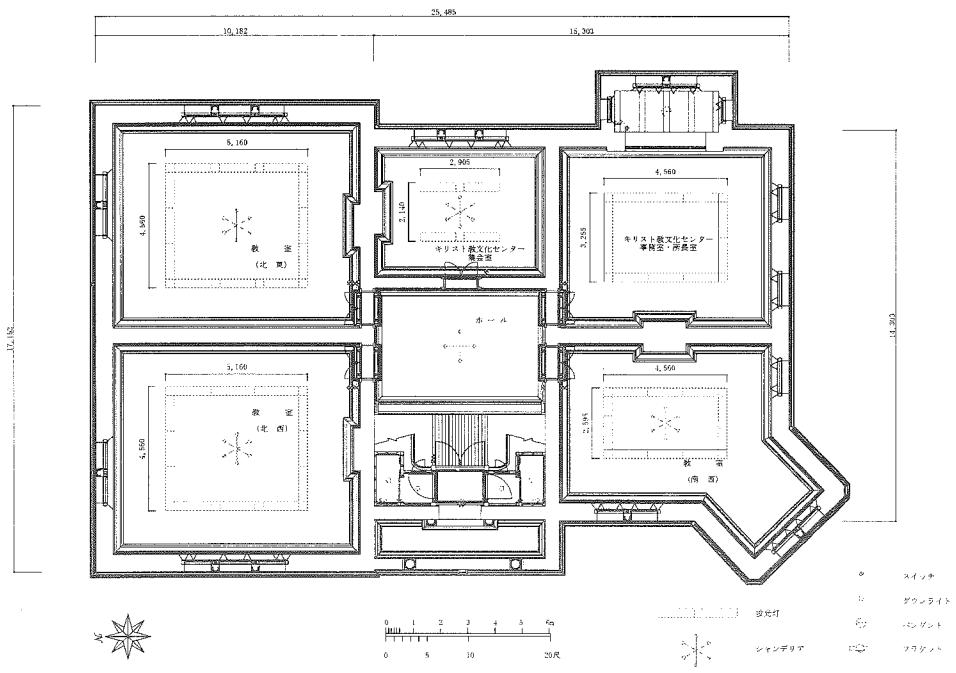
各室の照明器具のスイッチは、壁面に設けることとした。設置位置は各室の出入口周辺を原則とし、保存修理工事着手前の既存スイッチ及び配管の埋め込み跡を利用することとした。但し、2階講堂兼礼拝堂については、南壁面東寄りに床下から天井裏まで貫通するパイプスペース兼スイッチダクトを立ち上げて、そこに集中的に設置することとした。

I-2. その他の電気設備工事

活用に必要な設備機器に電源を供給するため、幹線の配管をおこなう。幹線は、建物東側ハンドホールより床下換気口を介して建物内1階床下に引き込み、分電盤に接続した。分電盤等制御関係の盤類一式は、外装に漆喰壁面と色合わせして決定した指定色塗装を施し、1階南東室東壁面南隅に設置した。分電盤から1階各室へは、1階床下を通して配管した。1階及び2階南東室北東隅に床下から天井裏まで貫通するパイプスペースを設けて、1階床下から2階床下及び小屋裏へ配管を立ち上げた。また、2階講堂兼礼拝堂南壁面東寄りにも床下から天井裏まで貫通するパイプスペース兼スイッチダクトを設けて、2階床下から小屋裏へ配管を立ち上げた。パイプスペースは鉄骨にて骨組みを造り、漆喰壁面と色合わせして決定した指定色塗装を施したアルミ化粧パネル仕上げとした。2階各室へは、パイプスペースにて立ち上げ、2階床下及び小屋裏を通して配管した。



2階天井伏図



1階天井伏図

図2. 天井照明器具配置図

その他、各室の活用計画に応じて、床コンセント、時限ブザー等を建築仕上げ面との調和に配慮して設置した。

II. 機械設備工事

機械設備工事としては、主として空調機器設備工事と換気設備工事、それに伴う自動制御設備工事、ダクト設備工事、配管設備工事と、1階便所及び南東室東側小部屋内流しの衛生器具設備工事、給水設備工事、排水通気設備工事、給湯設備工事と、既設機械設備の撤去工事をおこなった。

II-1. 空調機器設備工事と換気設備工事及びその付随工事

各室を教室・事務室等として快適に活用するために、今出川校地内の他校舎と同様に空調機器設備の設置は不可欠であるが、保存修理工事により復される創建当初の室内空間の雰囲気を損せぬように配慮し、設置位置を選ばない機器等は小屋裏や床下等に隠蔽し、見えがかりには吹出口・吸込口や操作部等の必要最小限の器具だけをその意匠について十分に検討した上で配置するように計画した。

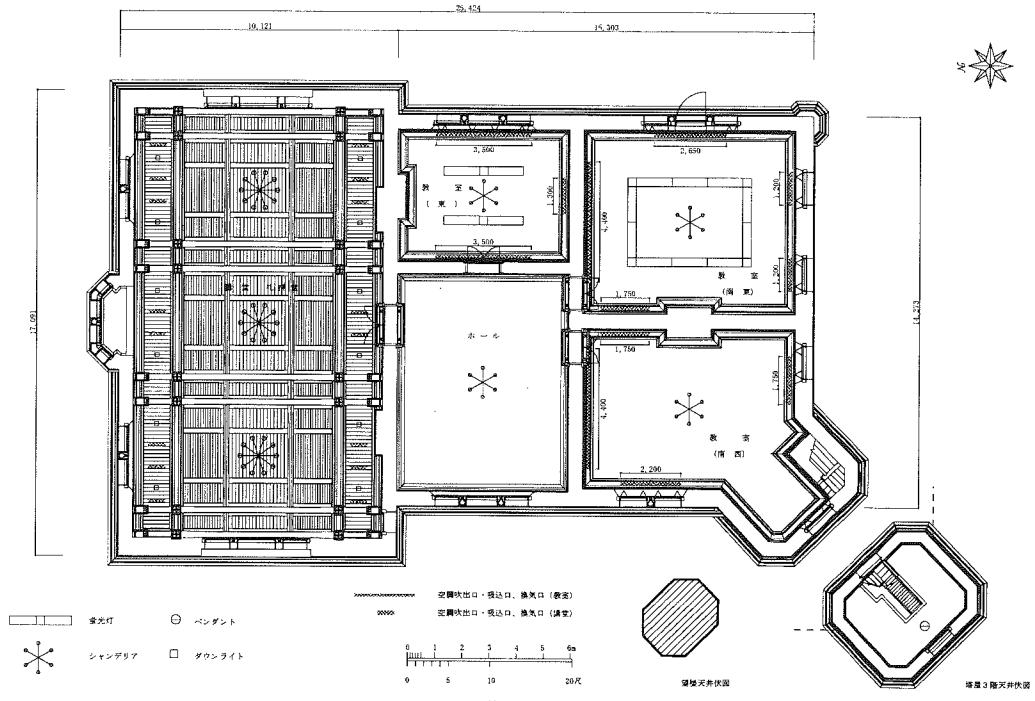
2階の各室については、小屋裏に空調室内機及び換気用排風機とそのダクト・配管等を設置し、室内天井面に吹出口・吸込口のみを目立たない形状に加工し、周囲の天井仕上げ材と色合わせして決定した指定色塗装を施した上で設置して空調及び換気をおこなうこととした。講堂兼礼拝堂は、空調及び換気操作部をスイッチダクトに設置し、その他の室は、空調はワイヤレスリモコンによる操作とし、換気操作部は天井照明用スイッチと併せて壁面に設置した。

1階の各室については、床置型空調室内機を窓台下に設置して空調をおこない、その配管等は床板を貫通して床下に隠蔽した。床置型空調室内機は外装部分に周囲の漆喰壁面と色合わせして決定した指定色塗装を施した。操作部は室内機本体組込とした。南東室およびその東側小部屋のみ床下に換気用排風機とそのダクトを設置して換気をおこなうが、その他室については各窓からの自然換気とした。南東室は室北東隅のパイプスペース側面上部に換気口を設け、操作部は天井照明用スイッチと併せて壁面に設置し、その東側小部屋はミニキッチンと併設する室北西隅の化粧ダクト側面上部に換気口を設け、操作部も化粧ダクトに設置した。化粧ダクトは漆喰壁面と色合わせして決定した指定色塗装を施した。

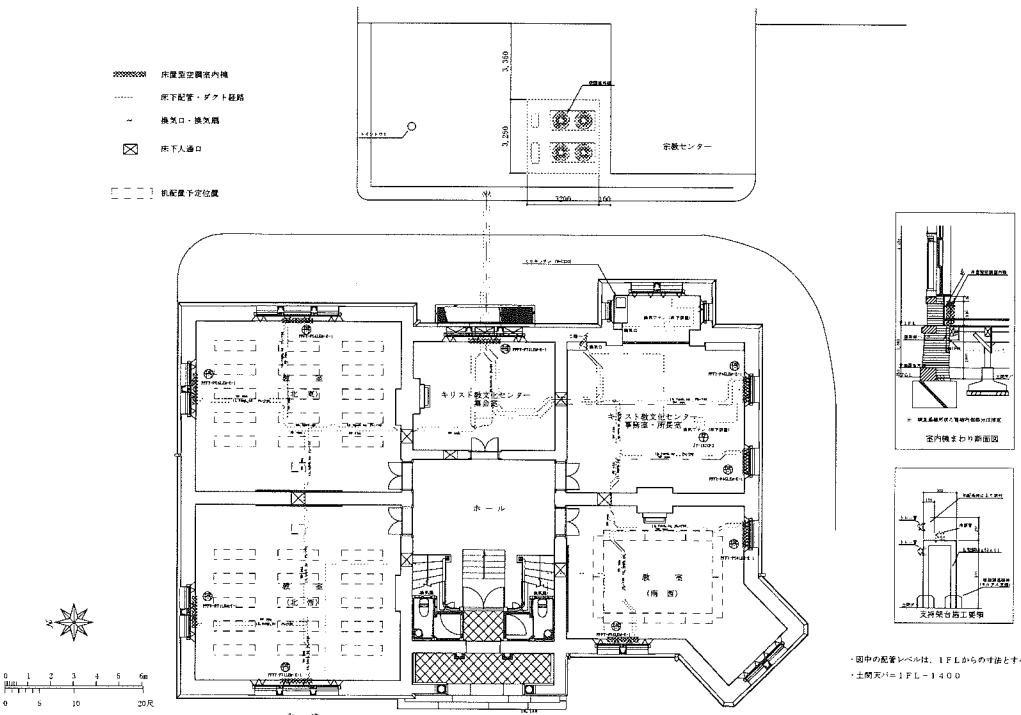
1階及び2階段ホールには、空調機器設備及び換気設備を設置しなかった。

1階便所内には、各便所内の壁面上部にパイプファンを1ヶ所設置し、1階床下へダクトを通して換気をおこなった。換気はセンサーによる自動入切とした。

小屋裏サーバー室には、壁掛型空調室内機を設置し、空調をおこなった。



2階天井伏図



1階平面及び東側外構図

図3. 空調機器及び吹出口等配置図

1階南東室に空調機器設備の集中管理操作部を設置し、各室の運転状況等が確認できるようにした。

空調室外機は建物外東側にまとめて設置し、配管は小屋裏から1階及び2階南東室北東隅のパイプスペースを通して1階床下へ立ち下げ、床下を通って東面床下換気口から建物外に出し、室外機までは地中埋設のトラフ内を通した。電気設備を含む建物内外への配管類の出入口となる建物東面の床下換気口外部には、犬矢来型の目隠しを設置した。

II-2. その他の機械設備工事

1階便所内の衛生器具設備、給水設備、排水通気設備は、各便房内にウォシュレット付洋風大便器を各1基の計2基、自動水洗付手洗器を各1面の計2面、掃兼ドレンを各1ヶ所の計2ヶ所設置し、それらの給水及び排水配管は1階床下を通して各々最寄りの既存配管に接続した。1階南東室東側小部屋内に設置するミニキッチンの流しの給湯設備、給水設備、排水通気設備は、電気温水器を1台、混合水洗を1口設置し、その給水及び排水配管は1階床下を通して各々最寄りの既存配管に接続した。尚、ミニキッチンにはIHクッキングヒーターを設置した。

1階南東室東側小部屋内のミニキッチンは、既製品の中から選定して設置した。

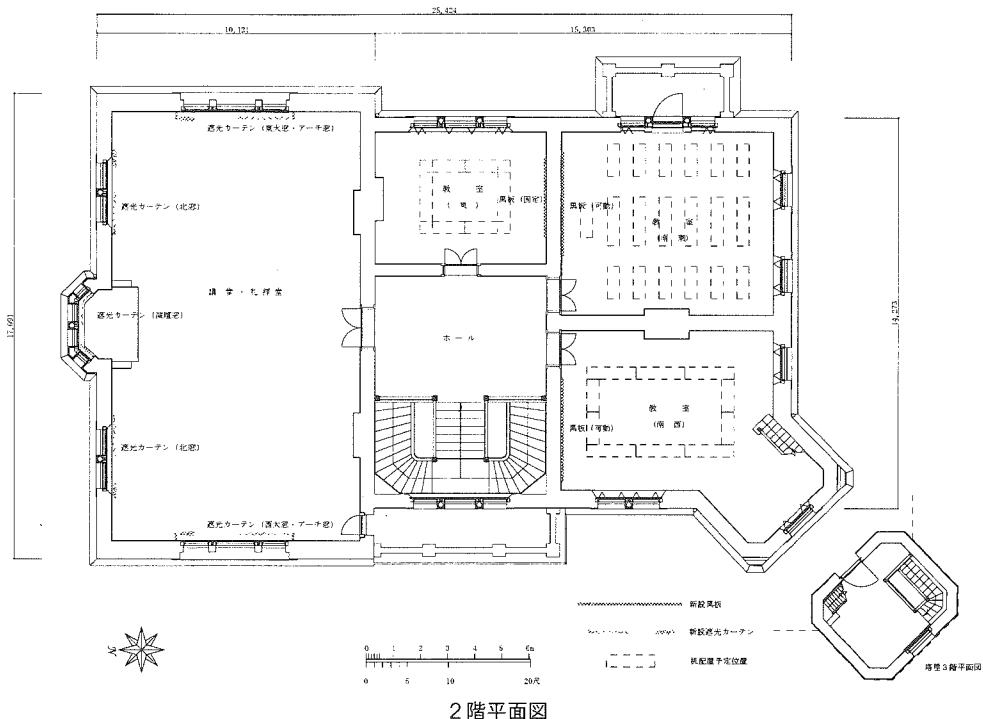
III. 施設整備工事

施設整備工事としては、1階便所、各室黒板、2階講堂兼礼拝堂の遮光カーテン、小屋裏サーバー室の設置工事をおこなった。

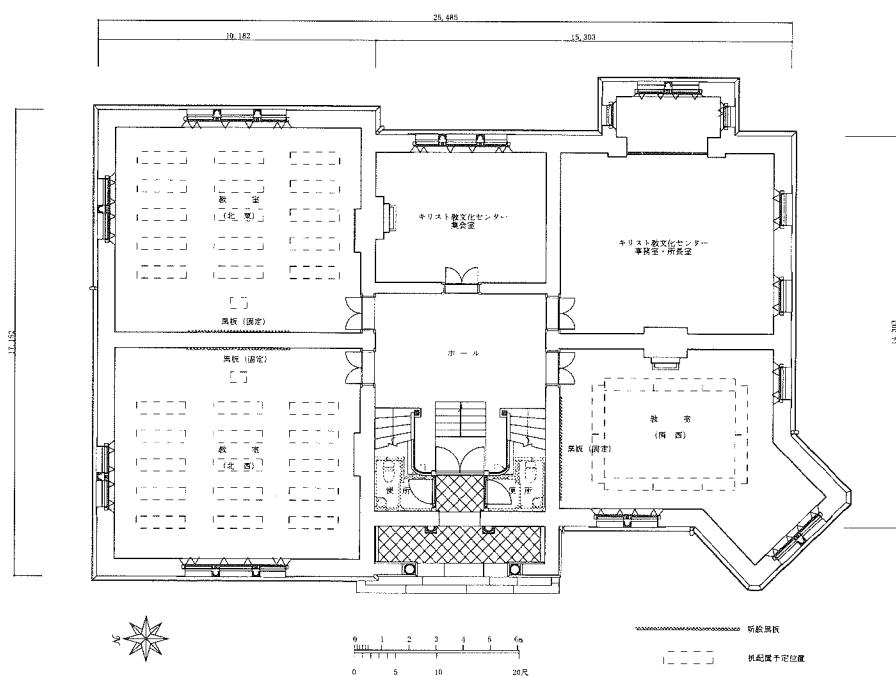
III-1. 便 所

各室を教室・事務室等として活用するために、建物内に男女別の便所を整備することとした。設置場所としては、玄関南北の階段下の創建当初は物置として使用されていた空間を利用したが、設置に当たっては床組や階段等の当初部材をできるだけ痛めないように配慮して、空間に合わせて新たに間仕切り壁を組立てて便所を新設した。玄関北階段下については昭和38年の改修工事により保存修理工事前に既に便所となっていたが、修理に伴い全て解体撤去し、新たに設計し直した。

便所内に設置する電灯設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水通気設備については、既に述べた通りであり、玄関南北の階段下それぞれに1基ずつ洋式大便器を設置して、男女別の便所とし、南北共に踏込と便坊の2室に間仕切った。便坊と踏込間の間仕切りには限られた空間を有効に活用するためにスライドドアを採用した。各踏込内には1階床下への出入口として点検口を1ヶ所ずつ設けた。便所内の仕上げは、便坊・踏込共に床は石敷き、天井は板張りとし、石製幅木を廻した。壁仕上げは、便坊が腰高までタイル張



2階平面図



1階平面図

図4. 便所・黒板・遮光カーテン配置図

りで木製見切りを挟んでその上部はプラスター塗りとし、踏込が腰高まで堅板張りで木製見切りを挟んでその上部はプラスター塗りとした。

III-2. 黒板

教室として活用する予定の室には、黒板とその照明器具を設置することとした。設置に当たっては、当初部材をできるだけ痛めないように配慮すると共に、保存修理工事により復された創建当初の室内空間の雰囲気を損せぬよう十分な検討をおこなった。

黒板を設置する室は、1階北西・北東・南西室、2階東・南東・南西室とした。黒板面は2階東室を除いて幅3.6m×高1.2m、2階東室のみ幅2.7m×高1.2mの大きさとし、黒板面の色はグレーとした。黒板には上・両側面に木製枠を、下面には木製粉受けを取付ける。木製枠及び粉受けは室内建具塗装色と色合わせして決定した指定色に塗装することとした。黒板用照明器具は黒板上部に設置し、2階南東室には調光機能を付けた。

2階南東・南西の2室については、当初のものと思われる旧黒板が残っており、その旧黒板を保存した上で傷つけないように注意してその前面から少し離した位置に新設黒板を覆い被せるように取付けた。上・両側面の枠及び下面の粉受けの内側に旧黒板全体が入るようにし、新設黒板面は上枠にレールと滑車を用いて吊り込み、黒板面が横方向にスライドする可動式とした。必要に応じて新設黒板面をスライドさせ、その内部に保存された旧黒板を確認することができるようになった。尚、この2室以外の黒板は固定式とした。

III-3. 遮光カーテン

2階講堂兼礼拝堂を礼拝堂として活用するために、各窓に遮光カーテンを整備することとした。設置に当たっては、当初部材をできるだけ痛めないように配慮すると共に、保存修理工事により復された創建当初の室内空間の雰囲気を損せぬよう十分な検討をおこなった。

室北面各窓のカーテンは手動式の両引き分けとし、カーテンレールについては、演壇部の窓では天井埋込式、その東西の北面窓2ヶ所では壁付ブラケット式とした。また、壁面にタッセル掛け金物を取付け、カーテン生地と共にタッセルを付けることとした。

室東・西面大窓及びその上部アーチ窓のカーテンは、電動式とし、下部大窓が両引き分け、上部アーチ窓が試行錯誤の結果天井吊のワイヤー巻上げによる緞帳型絞り上げとした。下部大窓は陸梁側面に木製カーテンボックスを取り付け、ボックス内に天付で電動カーテンレールを設置した。カーテンボックス取付け可能な位置の制約により、カーテン吊位置が窓面からやや離れるため、カーテン両端部にサイド幕を取付けた。上部アーチ窓は小屋裏にモーター・滑車等のカーテン開閉用ワイヤー巻上げ装置を設置し、天井を貫通して降ろした固定用ワイヤーにてカーテン吊用の金属製バーを吊り、巻上げ用ワイヤーにてカーテ



写真4. 2階講堂兼礼拝堂 東・西窓遮光カーテン

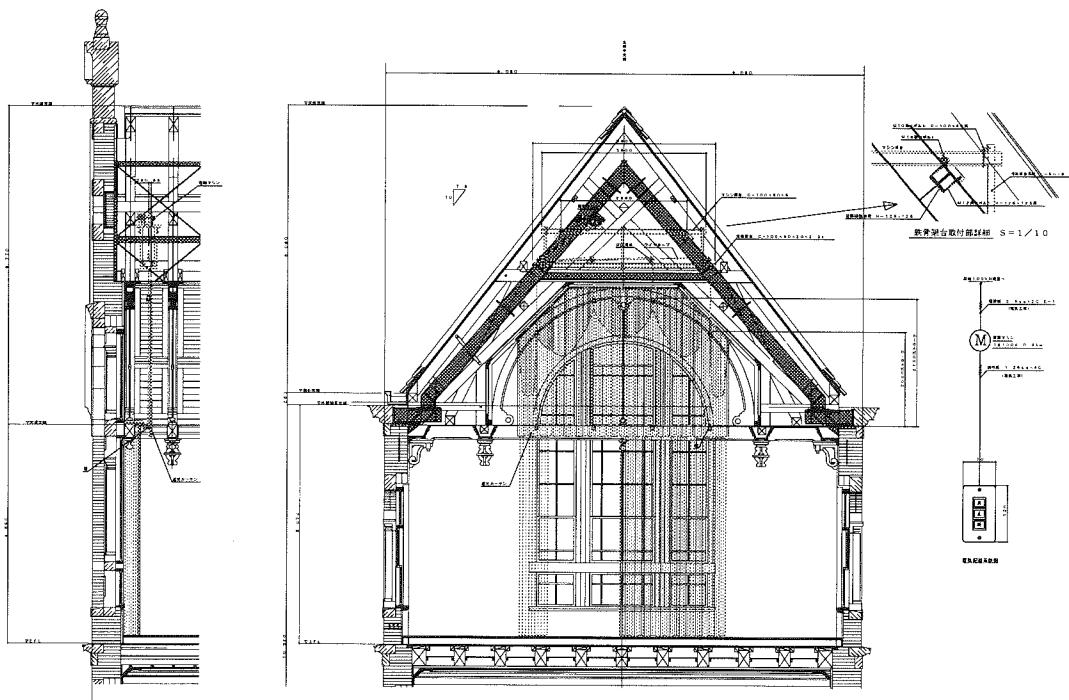


図5. 2階講堂兼礼拝堂 東・西窓遮光カーテン詳細図

ン下部を絞り上げるように吊り上げることにより、カーテン開閉を電動でおこなった。カーテンボックス、カーテンレールは舟底天井面の塗装色と色合わせして決定した指定色塗装を施した。

III-4. サーバー室

構内に整備された情報ネットワークに接続して建物内の各室で情報端末を利用できるようにするために、小屋裏内南側にサーバーを設置するための小部屋を設けた。壁・天井面には断熱材を用いたが、室内におけるサーバー機器の動作環境を保つために、空調機器設備を設け、内部作業が可能となるように天井照明器具を設置した。

IV. 工事を終えて

今回の工事では、保存修理工事完了後、建物を如何に使い易く整備するかという目標を、建物本来の文化財的価値を出来るだけ損なわすことという大前提の下で達成するために、様々な工法を探りながら、設備の付加について検討してきた。設備と建築の取合い部分を上手に納めるには多くの困難が伴い、工事関係者の頭を悩ませる事の連続であった。創意工夫を重ねた結果、保存修理工事により見事に創建当初の姿に甦った建物に対して、調和した設備を付加することができ、無事に完成を迎えることができたことに、苦労した甲斐があったと安堵している。

事業報告 平成19年度

1. 文化財建造物に関する工事等（完了）

建 造 物 名	所 在 地	委 託 者	工事期間	備 考
醍醐寺 土塀	京都市伏見区	(宗)醍醐寺	18.11～ 20.3	史跡 修理工事
三木家住宅 主屋他	兵庫県姫路市	姫路市	19.4～ 20.3	県指定 解体修理工事
同志社クラーク記念館	京都市上京区	(学)同志社	19.4～ 19.12	重文 修理工事
京都御所 若宮宮御殿	京都市上京区	(株)佐桑工務店	19.4～ 19.7	調査工事
岡城跡 中川覚左エ門屋敷	大分県竹田市	竹田市	19.6～ 19.10	史跡 復元工事
旧山邑家住宅	兵庫県芦屋市	(株)淀川製鋼所	19.8～ 20.3	重文 修理工事
史跡草津宿 本陣 (物入2・乾門)	滋賀県草津市	草津市	19.11～ 19.11	史跡 修理工事設計
史跡草津宿 本陣 (物入2・乾門)	滋賀県草津市	草津市	20.1～ 20.3	史跡 修理工事監理
和田岬 砲台	兵庫県神戸市	三菱重工業(株)	20.2～ 20.3	史跡 調査工事

2. 文化財建造物に関する工事等（継続）

建 造 物 名	所 在 地	委 託 者	工事期間	備 考
亘邸住宅 長屋門他	大阪府吹田市	亘 閣臣	18.3～ 20.6	国登録 修理工事
清水寺 本堂他	京都市東山区	(宗)清水寺	18.11～ 20.7	国宝・重文 調査工事
二条城 二之丸東大手門及び城域	京都市中京区	京都市	20.1～ 20.9	重文・史跡 調査工事及び地盤調査
醍醐寺 西門他	京都市伏見区	(宗)醍醐寺	20.2～ 20.12	史跡 修理工事

3. 文化財建造物防災事業（完了）

平成19年度

建 造 物 名	所 在 地	委 託 者	工事期間	備 考
大覚寺 客殿他	京都市右京区	(宗)大覚寺	19.4～ 19.9	重文 総合防災
浄土院 養林庵書院	京都府宇治市	(宗)浄土院	19.11～ 20.3	重文 自動火災報知設備
萬福寺 松隱堂他	京都府宇治市	(宗)萬福寺	20.2～ 20.3	重文 消火栓設備

4. 文化財建造物防災事業（継続）

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
本願寺 本堂他	京都市下京区	(宗)本願寺	18.6~ 21.3	重文 総合防災

5. 社寺等日本建築（完了）

平成19年度

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
新勝寺 総門	千葉県成田市	大本山成田山新勝寺	14.6~ 19.11	新築工事
子安観音寺 本堂他	香川県小豆郡	(宗)子安観音寺	18.2~ 19.10	基本計画
慈照寺 研修道場(禅堂)	京都市左京区	(宗)慈照寺	18.12~ 19.12	調査工事
旧武藤邸	兵庫県神戸市	兵庫県	19.5~ 20.3	修理工事
蟹満寺 修理工房	京都府木津川市	(宗)蟹満寺	19.6~ 20.3	新築工事
本願寺防災センター	京都市下京区	浄土真宗本願寺派	19.6~ 20.3	新築工事

6. 社寺等日本建築（継続）

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
本願寺 築地塀、御影堂門	京都市下京区	浄土真宗本願寺派	18.9~ 21.3	修理工事
賀茂御祖神社 摂社河合神社本殿他	京都市左京区	(宗)賀茂御祖神社	18.11~ 20.6	調査工事
本願寺 錦華寮	京都市下京区	浄土真宗本願寺派	18.12~ 21.3	基本計画
禅林寺 御影堂	京都市左京区	(宗)禅林寺	19.9~ 20.10	修理工事
圓乗院 境内整備	岡山県倉敷市	(宗)圓乗院	19.11~ 21.11	修理・新築工事

7. 耐震診断・建物耐震性能評価等（完了）

平成19年度

建造物名	所在地	委託者	工事期間	備考
京都大学 文学部陳列館	京都市左京区	京都大学	20.3~ 20.3	国登録 耐震改修設計
知恩院 集会堂	京都市東山区	(株)奥谷組	20.3~ 20.3	重文 耐震診断・補強計画
宝山寺 獅子閣	奈良県生駒市	奈良県	20.3~ 20.3	重文 耐震診断

編集後記

平成20年（2008）6月

会誌15号をお届けします。

巻頭言は、京都大学大学院工学研究科教授で当協会評議員の高橋大式先生にお願いしました。環境問題がやかましく論じられる昨今において、ご専門の先生から一義的に捉えにくい騒音を話題にしていただきました。

今回は三件の文化財を巡って文章を頂戴しました。一つは、京都を代表する文化財の一つで重要な観光資源でもある、銀閣寺の名で知られる慈照寺觀音殿（銀閣）について、京都大学名誉教授の川上貢先生から、その創建時の姿を探る一文を頂きました。この文化財の今後の保存修理策が注目されます。次は金閣寺の名で知られる鹿苑寺の方丈修理工事について、その耐震補強を含めて、主席研究員井上年和氏から報告して頂きました。いま一つは、本年2月に保存修理工事が竣工した重要文化財同志社クラーク記念館における設備および施設整備工事に関する報告を、担当の研究員野村光広氏にお願いしました。文化財の保存と新しい活用に向けて創建当初にはなかった建築設備を組み込む工夫を説明して頂きました。

ミャンマーのサイクロン災害、中国の四川大地震災害、地球温暖化など地球規模で人類の生存に影響を与える出来事が起こっています。建築における必然の要求を一層厳しく考えてゆくことが求められます。今年度もよろしくお願い申し上げます。 (加藤邦男)

建築研究協会誌 第15号

平成20年(2008)6月30日

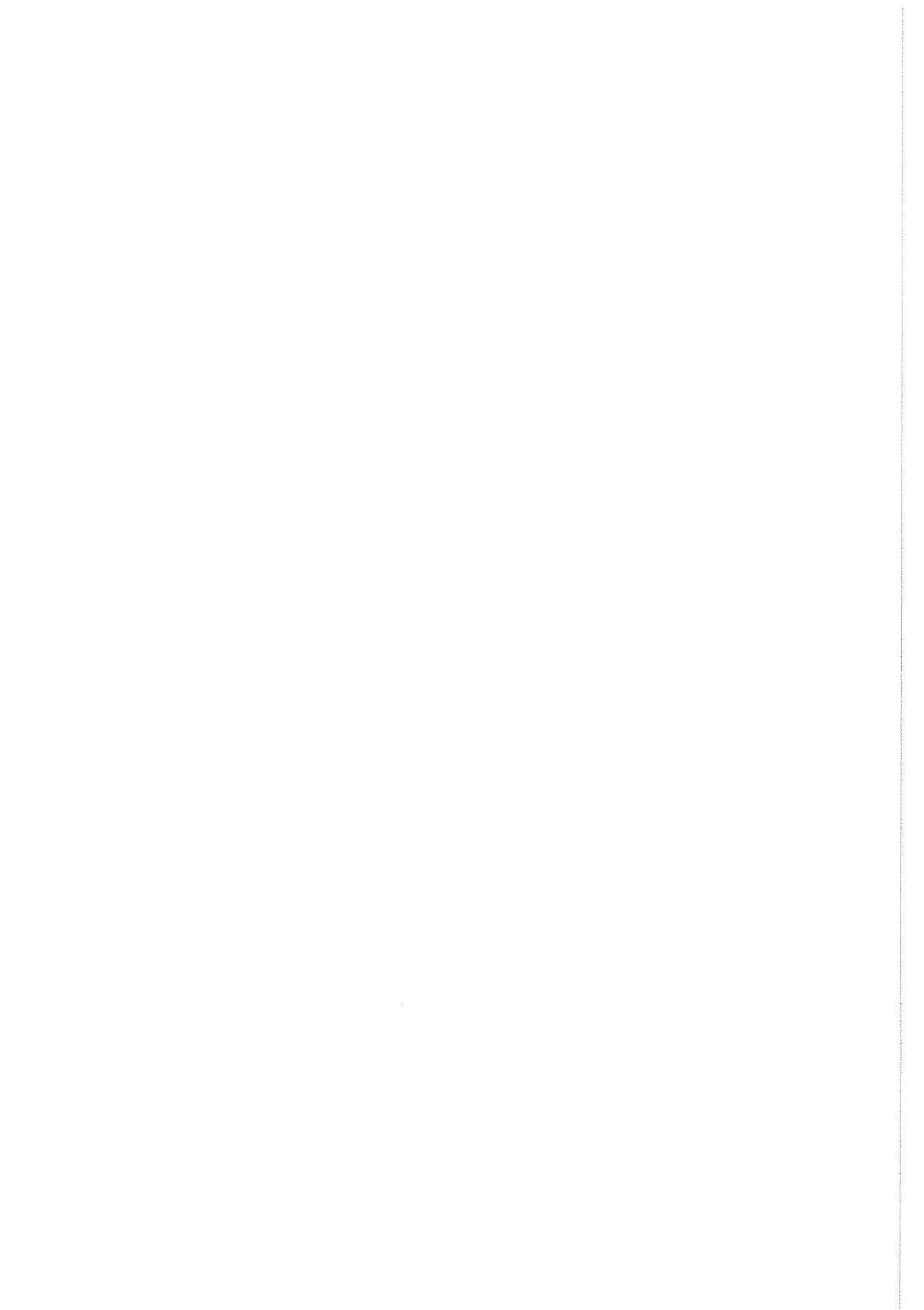
発行 財団法人 建築研究協会

〒606-8203 京都市左京区田中関田町43

電話 075-761-5355

FAX 075-751-7041

印刷 有限会社 木村桂文社



Architectural Research Association

15

2008 · 6